

平成 2 2 年

赤平市議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 5 日（火曜日）午前 1 0 時 0 3 分 開 会  
午前 1 1 時 3 3 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 3 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第 3 3 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 7 議案第 3 3 8 号 赤平市課設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3 3 9 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 3 4 0 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 3 4 1 号 赤平市共同浴場設置条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 3 4 2 号 赤平市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 3 4 3 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 1 3 議案第 3 4 4 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 1 4 議案第 3 4 5 号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について
- 日程第 1 5 議案第 3 4 6 号 工事契約の締結について（市民プール建設工事（建築主体））

- 日程第 1 6 報告第 4 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 7 報告第 4 5 号 平成 2 1 年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 8 報告第 4 6 号 株式会社赤平振興公社の経営状況について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 3 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第 3 3 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 7 議案第 3 3 8 号 赤平市課設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3 3 9 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 3 4 0 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 3 4 1 号 赤平市共同浴場設置条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 3 4 2 号 赤平市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 3 4 3 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

- て
- 日程第13 議案第344号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第14 議案第345号 北海道市町村備荒資金組合理規約の変更について
- 日程第15 議案第346号 工事契約の締結について（市民プール建設工事（建築主体））
- 日程第16 報告第44号 専決処分報告について
- 日程第17 報告第45号 平成21年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第18 報告第46号 株式会社赤平振興公社の経営状況について

総務課長 町田秀一君  
 企画財政課長 伊藤寿雄君  
 税務課長 吉村春義君  
 市民生活課長 栗山滋之君  
 社会福祉課長 伊藤嘉悦君  
 介護健康推進課長 斉藤幸英君  
 産業課長 菊島美時君  
 建設課長 熊谷敦君  
 上下水道課長 横岡孝一君  
 会計管理者 保田隆二君  
 消防長 中村高庸君  
 市立赤平総合病院事務長 實吉俊介君

---

教育委員会 教育長 渡邊敏雄君  
 " 教育課長 相原弘幸君

---

監査事務局長 下村信磁君

---

選挙管理委員会事務局長 町田秀一君

---

農業委員会事務局長 菊島美時君

○本会議事務従事者

議会事務局長 大橋一君  
 " 総務議事担当主幹 野呂律子君  
 " 総務議事係長 渡邊敏一君

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐美知君  
 2番 若山武信君  
 3番 谷田部芳征君  
 4番 宍戸忠君  
 5番 林喜代子君  
 6番 北市勲君  
 7番 太田常美君  
 8番 植村真美君  
 9番 鎌田恒彰君  
 10番 獅畑輝明君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 高尾弘明君  
 教育委員会委員長 田口敏弘君  
 監査委員 小椋克己君  
 選挙管理委員会委員長 壽崎光吉君  
 農業委員会会長 野村繁君  
 副市長 浅水忠男君

(午前10時03分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成22年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、7番太田常美君、8番植村真美さんを指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの4日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は17件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成22年第1回定例会以降平成22年6月14日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。高尾市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向について申し上げます。平成22年春期北海道市長会定期総会が5月20日に釧路市で開催され、地域主権の理念に基づき、国と地方の役割分担の明確化を図り、基礎自治体への権限移譲を推進すること、国から地方への税源移譲をすることにより地方税の充実強化として国、地方間の税源配分を当面5対5とすることや地方税収の地域間格差の是正、その他平成20年度以降の補正予算等により臨時緊急的な措置として講じられた交付金事業等のうち、子育て少子化対策などとして実施されている事業については継続的な財政措置を講じることなど、5項目にわたって地域主権改革の推進及び地方財源の充実確保に関する決議が採択されたところであります。また、6月9日には第80回全国市長会議が東京都で行われ、国が進める地域主権について国と地方の役割の明確化やより一層の税源移譲など、基本理念に基づいた真の地域主権改革が実現するよう採択されたところであります。あわせて、北海道市長会の要望につきましても関係省庁に対して行われたところであります。

次に、春期住民懇談会の開催について申し上げます。昨年7月に第5次赤平市総合計画、生き生きプラン21を策定いたしました。市民の皆様と情報を共有し、一緒にまちづくりを進めるため、本年度から春と秋の年2回の住民懇談会を定期的に開催するほか、市民向けの予算説明書を全戸に配布させていただきました。このたびの春期住民懇談会につきましては、5月17日から27日、市内7会場において開催し、市政執行方針、市立病院経営健全化計画の概要説明と平成22年度予算の使い方の説明を行い、懇談を行ったところであります。周知につきましては、

従前からの広報紙、街頭放送に加えて、各町内会長あてに声かけの依頼や公共施設でのポスターの掲示を行い、参加者を募りましたが、昨年4月の70名の参加者を若干上回る85名の参加となりました。今後懇談会での市民の意見等を市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、らんフェスタAKABIRA2010について申し上げます。第10回目となりましたらんフェスタAKABIRA2010は、4月16日から18日までの3日間にわたり総合体育館で開催いたしました。ことは10回目節目の年でもありますことから、クラシックのコンサートや大道芸など新たなイベントの実施に加え、天候にも恵まれ、前年を大きく上回る3日間延べ1万2,500人以上の集客を得ることができました。この間多くの企業、団体、関係機関、そして市民皆様のご協力はもとより、実行委員会を初め関係団体や市民ボランティアの皆様のご協力によりまして盛会裏に終了することができましたことに心から感謝を申し上げます。今後も市民に親しまれ、楽しんで参加していただけるイベントづくりに努めてまいります。

次に、流政之氏からの「先山」の寄贈について申し上げます。世界的な彫刻家である流政之先生から寄贈をいただいた彫刻作品「先山」の除幕式が赤平開拓120年を記念し、6月12日にエルム高原家族旅行村、トリム広場において行われました。当日は、札幌からも流先生と縁の深い方や先生を慕う会員の皆さんを初め、5月に結成された流政之赤平応援隊の皆さんや市内小学生、町内会など多くの方に参加をいただき、除幕式並びに入魂式が行われたところでもあります。なお、作品が設置されたエルム高原家族旅行村は、当市最大の観光施設であり、これから観光シーズン本番を迎える中、新たな観光施設として、また「先山」の意味でもある炭鉱労働者の心意気と家族愛をあらわした作品でありますことから、市民や次世代を担う子供たちに対して炭鉱の歴史を継承する上でも大変意義のある作品をいただいたものと感謝しているところであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。4月6日から15日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力のもと春の全国交通安全運動を展開したところであります。早朝の街頭指導には延べ1,745名のご参加をいただき、運動期間中は交通安全祈願祭及び旗の波作戦など効果的な運動を実施いたしました。また、6月1日には、交通事故対策などの課題に対応するため、JA共済連北海道様より交通安全指導車を寄贈いただきました。今後も安全、安心な地域づくりを形成していくため、大事に活用させていただきます。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、洪水ハザードマップについて申し上げます。洪水から人的被害を防ぐことを目的に、水防法に基づき作成を進めてまいりました洪水ハザードマップが、道の防災関係機関のご協力をいただき、3月に完成したところであります。この洪水ハザードマップには、本市区域内の空知川が大雨により増水し、堤防が決壊した場合に想定される浸水想定区域図や気象情報及び空知川の水位情報の入手方法並びに収容避難所など、万一の洪水に備えて必要な事項を掲載しており、市内全世帯、各企業、団体を初め福祉施設、防災関係機関等に配布したところであります。今後本洪水ハザードマップを活用し、市民への防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、春の火災予防運動について申し上げます。空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期を迎えた去る4月20日から30日までの11日間、全道一斉に春の火災予防運動が展開され、この間消防本部におきましても火災予防啓発用の防火旗を掲揚するとともに、防火看板の設置及び少年消防クラブによる防火広報などを行い、火災予防を喚起したところであります。また、消防団では、火災予防運動初日に出動式を行い、無火災に向けて士気の高揚を図るとともに、来年4月から施行となる住宅用火災警報器の設置義務化まであと1年と迫ったことから、住宅用火災警報器の設置状況の調査を行い、未設置住宅に対し、早

期設置に向けて普及啓発活動を行ったところであります。さらに、4月26日には、豊里小学校を火元として消防署、消防団による火災に即応した実践的な火災防衛訓練を実施し、消防部隊の連携強化を図ったところであります。今後におきましても、消防力の一層の充実強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりに向けて取り組んでまいります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（獅畑輝明君）** 次に、教育行政について報告を求めます。渡邊教育長。

**○教育長（渡邊敏雄君）**〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

まず初めに、赤平高等学校について申し上げます。今月1日、北海道教育委員会より公立高等学校適正配置計画案が公表されました。この中では赤平高校を平成25年度募集停止することが盛り込まれており、大きな衝撃を受けたところであります。赤平高校の存続についてはこれまでも種々努力してまいりましたが、昨年の入学者が22名、ことしが21名と40人の定員から2年連続で大幅な定員割れを起こすに至り、このたびの道教委による募集停止案となったものであります。道教委に対しては、これまでも中卒者の数が今後も2間口を維持できること、高校の努力と中学校での進路指導による志願者確保、さらには赤平市における赤平高校の存在意義などを訴えてまいりましたが、志願者が思うように増加せず、何よりも地元からの進学率が2割を切るという状況から、大変残念な結果となってしまいました。

道教委では、平成20年度から実施されている新たな高校教育に関する指針により、1学年3学級以下の高校は再編整備することとなっており、2学級以下の高校は区域内の中卒者の状況、学校規模、欠員の状況、地元からの進学率などを勘案し、順次再編整備することとしております。4月28日には、北海道教育委員会による平成22年度公立高等学校適正配

置計画地域別協議会が滝川市で開催されました。私は、赤平高校の現状と指針に対する赤平市の考え方を意見発表させていただき、赤平市内では中卒者の数は十分にいること、中学校、高校とも地域とともに高校づくりに努力しており、小規模校ならではの取り組みや地域の中で果たす高校の役割、また赤平の地域性から経済的な事情で地元高校を選ばざるを得ない生徒の存在など、単純に数字だけで判断できない問題であることを主張してまいりました。また、5月6日には、道教委の担当である新しい高校づくり推進室へ出向き、室長と面談し、存続を訴えてまいりました。5月18日には、中高教育推進委員会を開催し、道教委の示す適正配置の指針について説明し、赤平高校の現状と今後について意見交換を行い、それに伴って同24日には市長とともに道教委へ出向き、新しい高校づくり推進室長と再度面談を行い、単純に数字だけで判断せず、地域の実情も加味していただき、わずか2年程度の入学志願者の状況だけで再編整備の対象としないよう訴えてまいりましたが、赤平の諸事情を全く考慮に入れない道教委の今回の計画案に対して大きな憤りを覚えるものであります。今後は、道教委に対し引き続き存続を訴えていくこととなりますが、まず再度中高教育推進委員会を開催して対応策について協議をしてまいります。

続きまして、学校教育関係について申し上げます。3月定例会におきまして平成22年度の児童生徒数と学級編制の見込みについて申し上げましたが、5月1日現在、小学校は児童数が496名で、普通学級30学級、特別支援学級11学級の合計41学級となり、中学校におきましては生徒数が250名で、普通学級10学級、特別支援学級が6学級の認可を受けたところであります。また、平成22年度の教職員の人事異動により、転入教職員20名を受け入れたところでありますが、一方転出教職員は18名となったところであります。

次に、幼稚園の編制について申し上げます。赤平幼稚園は、3歳児16名、4歳児29名、5歳児29名の4学級で、合計74名となりました。

次に、今年度の奨学資金の貸し付けについて申し上げます。今年度は、公立大学で1名、私立大学で1名の申請があり、6月2日開催の第6回教育委員会で審議した結果、奨学生として決定し、所定の手続を終えたところであります。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査が4月20日、昨年に引き続き全国一斉に実施されました。過去3回の実施については全小中学校を対象とした悉皆調査でありましたが、今年度は抽出調査に変更し、赤平市内では小学校と中学校で各1校が対象となりました。しかしながら、その他の学校についても道教委が費用負担を行うとして希望利用調査で実施することが可能となったところから、市内全小中学校で小学校6年生と中学校3年生を対象に、同日混然なく実施されたところであります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、みらい祭りについて申し上げます。公民館まつりにかわるものとして一昨年から行われております第3回みらい祭りが3月27日と28日に交流センターみらいで行われました。写真などの展示部門や日舞、歌謡などの芸能部門を鑑賞し、関係者はもとより多くの市民にも参加をいただきました。

次に、青少年健全育成事業であります。リーダー養成研修としてふるさと少年教室が6月12日に開講しました。50名という例年にない多くの参加登録があり、8月までに宿泊研修を含めて全5回の研修を予定しているところであります。

次に、公民館事業であります。上期東公民館講座として6月17日と24日の2日間にわたり、日常生活の中に隠れた危険への対処法を題材とした講座を予定しております。また、委託事業として、NPO法人赤平市民活動支援センターによるまちなか公民館ラビカを実施し、地域に密着した事業や講座の展開を予定しております。

次に、図書館事業について申し上げます。ブックスタート、絵本の読み聞かせ等各事業については、4月より例年どおり実施しております。また、昨年に引き続き、北海道の支援事業として道立図書館か

ら図書の大量一括貸し出しを受け、道立図書館コーナーを設け、貸し出しを行っております。

次に、体育振興について申し上げます。社会体育施設のオープンであります。赤平市炭鉱歴史資料館と虹ヶ丘球場が5月1日オープンいたしました。その他の施設については、例年より遅い雪解けの影響を受け、スポーツセンターテニスコートが5月3日に、住友河畔パークゴルフ場は同8日、赤平パークゴルフ場は10日にそれぞれオープンいたしました。また、市民プールにつきましては、本日15日オープンいたしますが、今年度も市内小中学生には市民プール利用券を発行し、無料利用を実施いたします。なお、昨年より計画を進めておりました新しい市民プールですが、その建設工事の入札が5月27日執行されました。今市議会の承認を受け、正式に契約を締結後、着工したいと考えております。竣工は来年3月となり、オープンは6月を予定しているところであります。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 議案第336号専決処分承認を求めるとについてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第336号専決処分の承認を求めるとについて、赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、赤平市税条例の一部改正が必要なことから、平成22年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

専決処分書。

赤平市税条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し、市議会を招集す

る時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

主な改正内容といたしましては、65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直しなどを行うものでありますが、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページから2ページをご参照願います。第44条につきましては、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に係る規定でございますが、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する者は、当該公的年金等に係る所得の所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額に加算して、当該給与から特別徴収の方法により徴収するものとするところから、第2項及び第3項につきましては字句を削除し、さらに第4項といたしまして、65歳以上の老齢等年金給付の支払いを受けている者の特別徴収の規定として新たに項を追加し、これに伴い、第4項を第5項に、第5項を第6項にそれぞれ繰り下げるものでございます。

第45条につきましては、給与所得に係る特別徴収義務者の指定等の規定であります。適用条項の改正に伴い、字句の改正を行ったものでございます。

2ページから3ページをご参照願います。第48条につきましても、適用条項の改正等に伴い、字句の改正を行ったものでございます。

3ページから4ページをご参照願います。附則第15条につきましては、特別土地保有税の読みかえ規定であります。今般の地方税法の改正に伴い削除し、それに伴いまして附則第15条の2につきましては附則第15条として1条繰り上げたものでございます。

附則第18条の12につきましては、都市計画税の読みかえ規定でございますが、適用条項の改正に伴いまして、字句の改正を行ったものでございます。

4ページから7ページをご参照願います。附則第20条の4及び第20条の5につきましては、それぞれ条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、保険料に係る個人の市民税の課

税の特例について規定しておりますが、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の名称の改正に伴い、字句の改正を行ったものでございます。

8ページから9ページをご参照願います。改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行し、附則第20条の4及び第20条の5題1項の改正規定につきましては、平成22年6月1日から施行するものとしたものでございます。

附則第2条につきましては、市民税に係る経過措置を規定したものでございます。

附則第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第4条につきましては、都市計画税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第336号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第336号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第336号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり承認されました。

---

○議長(獅畑輝明君) 日程第6 議案第337号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第337号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成21年度赤平市一般会計補正予算(第11号)につきまして、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決するものであります。

記といたしまして、平成21年度赤平市一般会計補正予算(第11号)につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,347万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5,888万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

次に、1ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正であります。追加といたしまして、新型インフルエンザ予防対策事業として1,158万1,000円の設定であります。国の財源繰り越しに伴うものであります。変更として、地域活性化・きめ細

かな臨時交付金事業であります。国の交付限度額の増額に伴い、一部の既存事業費を増額したことにより1億691万6,000円と設定するものであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2地方譲与税、項2地方揮発油譲与税として797万1,000円の減額、同じく項3地方道路譲与税として850万3,000円の増額であります。道路特定財源に関連し、地方道路譲与税が地方揮発油譲与税に振りかわるものとして予算計上しておりましたが、結果として2つの法律に基づき交付されたため、その決定額に合わせて計上するものであります。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目4総務費国庫補助金、節7地域活性化・きめ細かな臨時交付金として1,249万1,000円の増額であります。国の交付限度額の増額によるものであります。

款16寄附金、項1寄附金として45万円の増額であります。ふるさとガンバレ応援寄附金として30万円、社会福祉事業寄附金として15万円の寄附金の実績によるものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目9企画費、節25積立金として30万円の増額であります。ふるさとガンバレ応援寄附金をあかびらガンバレ応援基金に積み立てるものであります。

同じく、目19地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費、節15工事請負費として1,115万9,000円の増額であります。国からの交付金の限度額の増額に伴い、市庁舎外壁補修工事として壁面をタイル張りに変更、玄関ひさしの補修、窓回りのコーキング補修として418万7,000円、総合体育館ボイラー暖房管、給水管改修工事として、ふれあいホール側の控室改修、床暖房配管洗浄、アリーナ、サブアリーナの自動室温制御装置設置などで697万2,000円の工事費を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節25積立金として15万円の増額であります。社会福祉事業寄附金

を社会福祉事業振興基金へ積み立てるものであります。

10ページをお願いいたします。款14予備費として186万4,000円の増額であります。歳入歳出の差引額を調整するものであります。

以上、議案第337号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。穴戸忠君。

○4番（穴戸忠君） ただいま説明ありましたふるさとガンバレ応援寄附金、5ページですが、件数はどのくらいあったのか。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 21年度の実績ということだと思いますが、総体で58件、金額にして総額1,247万という形になっております。

○議長（獅畑輝明君） 穴戸忠君。

○4番（穴戸忠君） 赤平から転出されている住民が相当全国に散らばっているはずで、遠慮しないで連絡、お知らせすることが大事でないかと、そういうことにどのような努力をされていたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 毎年春先に広報の中でふるさとガンバレ応援寄附金に対しましてPRを行い、特に同窓会等、赤平にゆかりのある方にお会いするような機会にぜひともパンフレット等をご持参いただきたいというようなお話をさせていただいていること、それともう一つは、市のホームページのほうで市長みずから動画のほうに出ておりますけれども、そういった形でホームページ上で目立つといいますか、動画を使うことで印象づけを行いまして、積極的にPRをさせていただいております。なお、赤平市以外の方、特に毎年続けてご継続いただいていた寄附金をいただいているといったような事例もございまして、そういうことで道内外含めて、特にこの辺についてはホームページ、東京赤平会、こ

ういったことで周知をさせていただきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第337号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第337号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第337号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 議案第338号赤平市課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第338号赤平市課設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

今般事務分掌の一部を見直し、交通安全業務につきましては総務課から市民生活課に、市民相談業務を市民生活課から企画財政課に、消費生活相談業務を市民生活課から産業課にそれぞれ移管しましたこ

とから、本条例の一部を改正するものでございます。

以下、条例の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第2条中の総務課の項につきましては、交通安全業務を市民生活課に移管いたしましたことから、第7号を削り、第8号及び第9号につきまして1号ずつ繰り上げるものでございます。

企画財政課の項につきましては、市民生活課から市民相談業務を移管いたしましたことから、第4号を1号繰り下げ第5号とし、新たに市民相談業務に係る号といたしまして第4号を加えるものでございます。

市民生活課の項につきましては、交通安全業務を総務課から移管し、市民相談業務を企画財政課に、消費生活相談業務を産業課にそれぞれ移管いたしましたことから、第4号中の字句を改め、さらに第5号を削除するものでございます。

産業課の項につきましては、消費生活相談業務が市民生活課から移管いたしましたことから、第5号を1号繰り下げ第6号とし、新たに消費生活に関することといたしまして第5号を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第338号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 議案第339号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総

務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第339号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第336号と同様、地方税法の改正に伴いまして赤平市税条例の一部を改正するものでございますが、本議案につきましては平成22年10月1日からの施行分について改正するものでございます。改正の主なものといたしましては、所得税及び個人住民税に係る年少扶養控除が廃止されますことから、その情報の把握が困難になり、扶養親族の情報に関する仕組みを維持するため、扶養親族申告書の創設をいたしましたり、たばこ税の税率を1,000本につき3,298円から4,618円に引き上げ、特例としてそのうち旧3級品のたばこ税の税率を1,000本につき1,564円から2,190円に引き上げるとすることなどが主な改正内容となっております。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページから2ページをご参照願います。第19条及び第31条につきましては、それぞれ納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金、均等割の税率についてそれぞれ定めておりますが、引用条項の改正等に伴い、字句の改正を行ったものでございます。

2ページから5ページをご参照願います。第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、さきにご説明させていただきましたとおり、扶養親族の情報に関する仕組みを維持するため扶養親族申告書の創設をし、それぞれ個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書といたしまして新たに条を追加するものでございます。

5ページから8ページをご参照願います。第48条及び第50条につきましては、それぞれ法人の市民税の申告納付、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續について定めてございますが、引用条項の改正に伴い、字句の改正を行ったものでございます。

第95条及び附則第16条の2につきましては、たばこ税の税率、たばこ税の税率の特例について定めてございますが、税率を1,000本につき3,298円から4,618円に引き上げ、特例といたしましてそのうち旧3級品のたばこ税の税率を1,000本につき1,564円から2,190円に引き上げるため、字句を改めるものがございます。

8ページから10ページをご参照願います。第19条の3につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例に係る規定といたしまして、条を改めるものがございます。

10ページから14ページをご参照願います。改正附則でございますが、第1条といたしまして、この条例は、平成22年10月1日から施行するもので、各号に掲げる規定につきましては当該各号に定める日から施行するとしたものがございます。

第2条につきましては、市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

第3条につきましては、市たばこ税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） この条例は、国の地方税法改正によるものですが、赤平市の中で増税になるという階層はあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 吉村税務課長。

○税務課長（吉村春義君） 今回の改正によりまして年少扶養控除、それから特別配偶者控除のうちの16歳から18歳までの年少部分が廃止となりますことから、さきの議会でも例を挙げてお示ししておりでありまして、増税になる方は当然出てくると思われます。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第339号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 議案第340号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第340号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国民健康保険税の項目につきましては、基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3項目から構成されておりますが、国民健康保険特別会計の収支均衡を図ることを目的といたしまして、それぞれ項目ごとに国民健康保険運営協議会においてご審議いただき、さらに今般地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、基礎分及び後期高齢者支援金等分の賦課限度額の改定などがございましたことから、所要の改正を行うものがございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。1ページをご参照願います。第9条につきましては、基礎課税額の限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円から13万円にそれぞれ改めるものがございます。

第19条の2につきましては、国民健康保険税の確定金額の端数計算の規定についてでございますが、第2期以降の期別税額をこれまでの1,000円単位から100円単位に改定するものとして条を追加するものがございます。

2ページをご参照願います。第30条につきましては、第9条の限度額の改正や引用条項の改正等に伴い、字句を改めるものがございます。

3ページをご参照願います。第30条の2につきましては、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定といたしまして新たに条を追加し、倒産、解雇、雇いどめによる離職者の方の国民健康保険税は前年の給与所得をその100分の30とみなして算定するものでございます。

4ページをご参照願います。32条の2につきましては、特例対象被保険者等に係る申告の規定といたしまして条を追加するものでございます。

4ページから7ページをご参照願います。附則第4項、第9項、第15項及び第16項につきましては、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正等に伴いまして字句を改めるものでございます。

改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございますが、附則第15項及び第16項の改正規定につきましては、平成22年6月1日から適用するものでございます。

附則第2条につきましては、改正後の規定は、平成22年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする適用区分を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第340号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第10 議案第341号赤平市共同浴場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総

務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第341号赤平市共同浴場設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

現在赤間地区にございます共同浴場につきましては、指定管理者である赤間地区共同浴場組合に管理を行わせているところでございますが、これまで入浴時間の短縮や休日を毎週日曜日に水曜日を加え週2回にふやし、燃料費を抑制するなど努力を続けてまいりましたが、世帯数の減少などもあり、経営状況が厳しく、赤間地区共同浴場の運営継続を図っていくため、今般使用料、利用料金基準額を改定するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。別表の（1）、月決め使用料、利用料金中の使用料、利用料金基準額につきましては、1人世帯4,000円を6,000円に、2人世帯8,000円を1万2,000円に、3人以上の世帯1万円を1万5,000円にそれぞれ改定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成22年7月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第341号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第11 議案第342号赤平市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第342

号赤平市火災予防条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

これまでに実用化されております燃料電池に加え、新たに固体酸化物型の燃料電池を位置づけ、その制定基準を定めるため、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されまして、また消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令につきましても施行されまして、引用する条項が改正されたことから、今般条例の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。第8条の3第1項及び第2項につきましては、固体酸化物型燃料電池が新たに加えられたことに伴い、字句を改めるものでございます。

第29条の5第3号、第4号及び第5号につきましては、引用している条項の改正に伴いまして、それぞれ字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、第1条につきましては、この条例は、平成22年12月1日から施行するもので、第29条の5の改正規定は、公布の日から施行するものとしてございます。

第2条につきましては、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている固体酸化物型燃料電池による発電設備につきまして、改正後の赤平市火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないとして経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第342号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 議案第343号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、日程第13 議案第344号北海道市町村総合事務組合格約の変更について、日程第14 議案第345号北海道市町村備荒資金組合格約の変更についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕平成22年4月1日から北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が施行されたことに伴いまして、支庁名の変更等を内容といたしました規約の変更でございますことから、議案第343号、議案第344号及び議案第345号につきましては一括してご説明させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

初めに、議案第343号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

当市におきましては、職員の退職手当の支給のため北海道市町村職員退職手当組合に加入しているところでございますが、さきにご説明させていただきましたとおり、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴いまして当該規約の一部を変更する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。第5条につきましては、条中の表中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に字句を改めるものでございます。

別表につきましては、「石狩支庁管内」を「石狩管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島管内」に、

「桧山支庁管内」を旧字を用いました「檜山管内」に、「後志支庁管内」を「後志管内」に、「空知支庁管内」を「空知管内」に、「上川支庁管内」を「上川管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振管内」に、「日高支庁管内」を「日高管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路管内」に、「根室支庁管内」を「根室管内」に、「(桧山)」を旧字を用いた「(檜山)」に、「(網走)」を「(オホーツク)」に字句を改めまして、空知管内の項中の「幌加内町」を削り、上川管内の項中の占冠村の次に「幌加内町」を加え、留萌管内の項中の「幌延町」を削り、宗谷管内の項中の枝幸町の次に「幌延町」を加え、一部事務組合(石狩)の項中の「石狩西部広域水道企業団」を削り、(留萌)の項中の「西天北5町衛生施設組合」を削り、(宗谷)の項中の利尻島国民健康保険病院組合の次に「西天北5町衛生施設組合」を加え、(札幌)の項中の北海道町村議会議員公務災害補償等組合の次に「石狩西部広域水道企業団」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

次に、議案第344号北海道市町村総合事務組合格約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の消防団員に係る損害補償、退職報償金支給及び賞じゅつ金事業に関する事務等につきまして共同処理しており、当市も当組合に加入しているところでございますが、前議案同様に当該規約の一部を改正する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。第6条につきまし

ては、「各支庁管内町村会長」を「各地区町村会長」に、「支庁管内町村会副会長」を「地区町村会副会長」にそれぞれ字句を改めるものでございます。

第7条につきましては、「支庁管内町村会長」を「地区町村会長」に字句を改めるものでございます。

別表第1につきましては、「石狩支庁」を「石狩振興局」に、「渡島支庁」を「渡島総合振興局」に、「桧山支庁」を旧字を用いた「檜山振興局」に、「後志支庁」を「後志総合振興局」に、「空知支庁(35)」を「空知総合振興局(34)」に改め、「幌加内町」を削り、「上川支庁(30)」を「上川総合振興局(31)」に、「鷹栖町」を「幌加内町、鷹栖町」に、「留萌支庁(13)」を「留萌振興局(11)」に改め、「幌延町」及び「西天北5町衛生施設組合」を削り、「宗谷支庁(15)」を「宗谷総合振興局(17)」に、「猿払村」を「幌延町、猿払村」に改め、利尻島国民健康保険病院組合の次に「西天北5町衛生施設組合」を加え、「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に、「胆振支庁」を「胆振総合振興局」に、「日高支庁」を「日高振興局」に、「十勝支庁」を「十勝総合振興局」に、「釧路支庁」を「釧路総合振興局」に、「根室支庁」を「根室振興局」にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

次に、議案第345号北海道市町村備荒資金組合格約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

道内のすべての市町村が災害に備えるため北海道市町村備荒資金組合に加入しているところでございますが、議案第343号及び議案第344号と同様に当該規約の変更が必要でありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。第6条につきまし

ては、当該組合の議会の組織及び議員の選挙の方法の規定でございますが、「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上、議案第343号から議案第345号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第343号、第344号、第345号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第343号、第344号、第345号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第343号、第344号、第345号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第15 議案第346号工事契約の締結についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第346号工事契約の締結について、市民プール建設工事（建築主体）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

この事業につきましては、既存の市民プールは老朽化が著しく、多額の補修費用を要しますことから、利便性の高い総合体育館の近くに建設するもので、地方交付税の算入率の高い過疎債を活用させていただき、実施するものでございます。予算につきましては3月開催の第1回定例会でご承認をいただき、入札執行につきましては地元建設業者で構成されました5共同企業体により5月27日に実施したところでございます。

議案第346号工事契約の締結について、市民プール建設工事（建築主体）。

市民プール建設工事（建築主体）について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、契約の目的、市民プール建設工事（建築主体）。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約金額、1億8,976万6,500円。

契約の相手方、丸金佐々木・武藤経常建設共同企業体。代表者、赤平市東大町1丁目3番地、丸金佐々木建設株式会社代表取締役社長、佐々木昭。構成員、赤平市幌岡町51番地1、武藤工業株式会社代表取締役、武藤哲雄。

次のページの参考資料をご参照願います。工事の概要といたしましては、市民プール、鉄骨造1棟1階建て、延べ床面積958.90平方メートル、一般プールはFRP製水槽でございまして、水深110から120センチが25メートルで5コース、水深70センチの小学生低学年用コースが25メートルで1コース、この

ほか水深50センチの幼児プールが4メートル掛ける13メートルとなっております。

工期といたしましては、平成23年3月11日まででございます。

附帯工事につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） お尋ねします。

この入札に関して、市外からの入札はあったのかどうかと、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） すべて市内の経常建設共同企業体となっております。

○議長（獅畑輝明君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 次、95%落札と聞いています。これは高過ぎないかという気持ちなのですが、これについてはどのようになっているのか、ちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 落札率というふうにお伺いしてよろしいでしょうか。

（宍戸議員「はい。」と言う）

○総務課長（町田秀一君） 落札率につきましては、予定価格から見ますと、今般の契約額から見ますと大体89.47ぐらいかなというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 説明の中にありました制限つき一般競争入札、この制限というのは珍しい言葉なので、これちょっと説明願いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 制限つき一般競争入札についてでございますが、入札資格、これを赤平市内に本店を有するもので対象工事ごとに市長が指定

する格付を有するもの、さらに赤平市外に本店を有するもので赤平市内に営業所を有し、対象工事ごとに市長が指定する格付を有するものということで制限つき一般競争入札となっております。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君） ただいま説明、報告された中で、今お話もありましたように今回の契約の方法の中の一般競争入札のあり方について伺いたいのですけれども、現在の経済状況をとらえれば、地元には本社があり、従業員を抱え、仕事を探さなければならぬ、養っていけない状況にある中で、当市の公共事業を発注する側として何らかの指導ができないものかなということでも伺いたいのですが、まず1つ目には、現在当市の状況も時代の流れの中で大きく変わってきているわけです。それでも、当市で地元には本社を置いて頑張っているところ、さらに小規模ながら頑張っておられるところもあります。そこで、地元には本社のある事業所が共同企業体の頭になれるような方法はないのか、また地元を優先するという観点からも、大変申しわけありませんが、支店業者さんはその後についていただくとかの指導などは行政としてできないものかどうか、まずこの点と、あともう一つは、地域貢献などの評価も取り入れてはどうかと、既に取り入れられているところもありますけれども、こうした総合的な評価も入札に加えるなどは当市としていかがなものかと思えます。この点についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） ただいまご質問ございました入札のあり方についてお答えしたいと思います。

現在市内業者さん、とりわけ土木や建設工事に係るものにつきましては経常建設共同企業体として指名登録をいただいておりますが、その構成は円滑かつ適正な運営を確保するという観点から、構成員は2ないし3社で、構成は原則として直近等級に格付されているものとの組み合わせとし、自主決済によ

るものとなっているところでございます。その上、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、制限つき一般競争入札ということで、今般は入札資格を赤平市内に本店を有するもので対象工事ごとに市長が指定する格付を有するもの、赤平市外に本店を有するもので市内に営業所を有し、対象工事ごとに市長が指定する格付を有するものと制限してございまして入札を実施しているものでありますので、何とぞご理解を賜りたいと思っておりますところでございます。

しかし、お話にございました総合評価方式でございますけれども、価格だけで落札者を決定していた従来の落札方式とは異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素、お話のありました地域貢献度、そして地元の雇用や離職者の雇用実績など総合的に評価のできる落札の方式だというふうにお伺いしております。現在は導入している市町村も少なく、本市におきましてもまだ導入してはございませんが、北海道におきましては総合評価方式のガイドライン、これを作成し、試行実施してございまして、この道の実施状況、さらに他市町村の導入状況などを参考としながら、この方式の導入の可能性について検討していきたいというふうに思っております。よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第346号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第16 報告第44号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 報告第44号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

専決処分書でご説明申し上げます。件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃11万930円を滞納していることから、平成22年2月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月1万円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがあり、口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成22年5月から毎月末日に限り1万円ずつ指定の口座に送金、または持参する方法で支払うことで和解するもので、平成22年5月7日に専決処分したものでございます。

以上、報告第44号についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第44号については、報告済みといたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第17 報告第45号平成21年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第45号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第18 報告第46号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君）〔登壇〕 報告第46号株式会社赤平振興公社の平成21年度経営状況について、ご報告申し上げます。

最初に、2ページの事業報告書について申し上げます。1のエルム営業所ではありますが、保養センターは開設以来14年目を迎え、延べ入館者数は237万9,009人となりました。当期の入館者数は11万9,716人で、減少の幅は大きく改善しており、前年度9,430人の減に対しまして今年度は2,212人の減にとどまっております。ケビン村事業ではありますが、利用実績は674回で、前期実績に比べ28棟の利用減となっております。保養センターの利用者数の減少につきましては、5月から6月にかけての低温、6月から8月にかけての週末の雨によって家族旅行村並びにオートキャンプ場の利用者が減少したことが考えられるところであります。また、ケビン村につきましても、週末の雨により利用が減となったものと考えられます。

次に、2の赤平営業所でございますが、エルム高原施設として通年営業しております家族旅行村では前期比1,007人の利用減、5月1日から10月31日までの184日間営業いたしましたオートキャンプ場では452人の利用減となりました。利用者の減少につきましては、先ほども申し上げましたが、5月から6月にかけての低温、6月から8月にかけての週末の天候不順や新型インフルエンザの流行、マイマイガの大量発生などが影響したものと考えられます。

次に、じんかい収集運搬につきましては、一般ごみ、資源ごみともに減少しており、全体で36.5トンの収集減となりました。

住友地区共同浴場につきましては、利用人数は前期実績より6,535人の減となりました。

次に、4ページの損益計算書につきましてご説明を申し上げます。営業損益の部、営業収益であります。販売売り上げは計7,085万7,281円であります。受託事業収入は、計6,496万3,075円でありまして、内訳は記載のとおりであります。営業収益の合計は、1億3,582万356円であります。

次に、営業費用であります。販売売り上げ費用は708万2,666円であります。販売費及び一般管理費は1億2,830万8,686円あります。各事業費の内訳は、記載のとおりであります。営業費用の合計は、1億3,539万1,352円あります。

平成21年度の営業利益は、42万9,004円となったところであります。

次に、営業外損益の部、営業外収益でございますが、計26万6,436円あります。経常利益は69万5,440円となりまして、法人税等の充当額36万800円を差し引きまして、平成21年度純利益は33万4,640円となったところであります。

次に、5ページの株主資本等変動計算書ではありますが、純資産合計は、前期末残高3,196万8,555円に当期純利益33万4,640円を加え、3,230万3,195円となりました。その他利益剰余金合計は、前期末残高1,806万555円に当期純利益33万4,640円を加え、1,839万5,195円を次期繰越金とするものであります。

6ページの結びといたしまして、平成21年度におきましては純利益を計上する決算となりましたが、引き続き経費節減と事務事業の改善を図り、事業の執行に取り組んでいるところであります。

7ページ以降につきましては、決算に関する資料並びに事業実績に関する資料を掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上、株式会社赤平振興公社の経営状況についての報告とさせていただきますが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第46号については、報告済みといたします。

---

○議長(獅畑輝明君) お諮りいたします。

委員会審査のため、あす16日、1日休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、あす16日、1日休会することに決しました。

---

○議長(獅畑輝明君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時33分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)